

令和 5 年公衆浴場入浴料金統制額の算定等について

1 入浴料金統制額の指定

公衆浴場の入浴料金は、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）に基づく統制料金で、都道府県知事が入浴料金の最高限度額を指定する。

統制額の指定に当たっては、東京都公衆浴場対策協議会に検討を依頼し、その意見を聴取しつつ、適正に決定する。

2 入浴料金統制額の算定根拠

効率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含む水準に料金を設定する総括原価方式を用いる。

本方式は、ガス、水道、電気等公共性の高いサービスの料金算定に用いられており、公衆浴場入浴料金もそのような性格を有すると考えられるため、本方式を用いて算定する。

3 入浴料金統制額（案）の算定手順

（1）会計調査対象浴場の選定

都内公衆浴場の中から、使用燃料、排水、用水、入浴料金収入の面で標準的な浴場 40 軒程度を選定する。

（2）会計調査の実施

会計調査対象として選定した公衆浴場の直近 1 年間の決算書、会計帳簿等の調査及び分析を行い、収支科目ごとの令和 4 年平均収支実績表を作成する。

（3）収支推定表の作成

令和 4 年収支実績表を基礎に、それぞれの科目ごとに将来 1 年間の所要額を推定して、令和 5 年収支推定表を作成する。

（4）入浴料金収入の所要変動率の算出

令和 5 年収支推定表の推定収入と推定費用の過不足額から、入浴料金収入の所要変動率を算出（以下「所要変動率算出式」のとおり。）

(5) 乖離幅の提示

所要率を元に算出した現在の統制額との乖離幅を協議会に提示する。

【所要変動率算出式】

$$\text{所要変動率} = \frac{(\text{費用合計} + \text{事業報酬}) - (\text{収益合計})}{\text{入浴料金収入}}$$

[例] 令和 4 年統制額算定…480 円→500 円

1 推定所要変動率 (4 年推定) 18.108%

2 現行料金体系の構成 (一世帯一回あたりの入浴料金)

計	2.91 人		1,368.80 円
大人	2.83 人	×	480 円 = 1,358.40 円
中人	0.04 人	×	180 円 = 7.20 円
小人	0.04 人	×	80 円 = 3.20 円

※令和 3 年平均世帯人員 (東京都生計分析調査) …2.91 人

※利用者構成比 (調査浴場一週間の利用者数調査) …

大人 97.30% 中人 1.52% 小人 1.19%

→構成人員 大人 2.83 人 中人 0.04 人 小人 0.04 人

3 改定料金体系の構成

$$1,368.80 \text{ 円} \times 1.18108 = 1,616.66 \text{ 円}$$

*中人料金を 200 円、小人料金を 100 円とすることを前提としたとき

計	2.91 人		1,616.66 円
大人	2.83 人	×	567.02 円 = 1,604.66 円
中人	0.04 人	×	200.00 円 = 8.00 円
小人	0.04 人	×	100.00 円 = 4.00 円

→大人料金は 567.02 円であれば、推計される不足額が解消される料金
(乖離額 567.02 円 - 480 円 = 87.02 円)

4 統制額案 (令和 4 年)

大人 500 円 (+20 円)

中人 200 円 (+20 円)

小人 100 円 (+20 円)